

～本実態調査について～

1. 調査全体の流れ.....	1
2. 調査要領.....	2
ステップ1 調査対象部署・コピー機等の選定.....	2
ステップ2 タブレット端末機の送付と調査実施.....	4
ステップ3 調査終了後タブレット端末機の返送.....	6
3. FAQ.....	6
JRRC 複製実態調査アプリ使用方法.....	10
ご注意.....	14

～本実態調査について～

本調査は、公益社団法人日本複製権センター（以下「JRRC」といいます。）が、貴社・団体と締結させていただいている「著作物複写利用許諾契約書」第5条に基づき、**著作権者への使用料分配の基礎データとするため**に、各団体におけるJRRCの管理著作物（以下「著作物」といいます。）の複写状況を調査するものです。

本調査の実施は、株式会社日本能率協会総合研究所（以下「JMAR」といいます。）に委託しております。

調査結果は統計的に処理されますので、個々の調査内容が外部に漏れるなど、貴社・団体にご迷惑がかかるようなことは一切ございません。また、調査で得られた情報はJRRCの分配目的以外で使用することはございません。

上記趣旨をご高配の上、是非ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※なお、本要領は、JRRC ホームページにも掲載されていますので、必要に応じダウンロードが可能です。

<http://www.jrcc.or.jp/chousa/>

1. 調査全体の流れ

【ステップ1】 対象部署・コピー機の選定

- 1) 調査にあたり、貴社・団体で以下について選定をお願いします。
 - ・調査対象部署（選定方法は後掲）
 - ・当該部署が通常使用するコピー機及びスキャナー機(以下「コピー機等」)
調査コピー機等は基本3台お願いしております。
 - ・調査実施時期（2週間）の候補
- 2) 上記情報を email で当方へご連絡ください。

【ステップ2】 タブレット端末機の送付と調査実施

- 1) 当方から、貴社・団体へ、実施いただきたい調査時期をご連絡するとともに、調査で使用するタブレット端末機を送付します。
- 2) 送付されたタブレット端末機にて著作物複製調査を実施していただきます。
(端末機のアプリで対象著作物を撮影)

【ステップ3】 調査終了後タブレット端末機の返送

- 調査終了次第、タブレット端末機を JRRC へ返送いただきます。
- ～以上で調査は終了です。～

調査にかかる日程等

1	JRRC・JMAR より貴社・団体へ、調査要領送付	8月中旬
2	貴社・団体から JRRC・JMAR へ、担当者名、調査実施期間等の連絡	8月31日まで
3	JRRC・JMAR から貴社・団体へ、調査に使用するタブレット端末機の送付	原則調査日の3日前までに貴社・団体へ送付
4	貴社・団体にて、著作物複製実態調査（2週間） ※基本期間 A～D の4期間のうちいずれか1期間	A：9/12(月)～23(金) B：10/10(月)～21(金) C：11/7(月)～18(金) D：12/5(月)～16(金)
5	貴社・団体から JRRC・JMAR へ、タブレット端末機返送	調査終了後ただちに

2. 調査要領

ステップ1 調査対象部署・コピー機等の選定

(主に JRRC・JMAR との連絡窓口となる方が対象となります)

ここでは、以下について説明いたします。

- (1) 貴社・団体における窓口ご担当者の選定
- (2) 調査対象コピー機の選定
- (3) コピー機ごとの調査ご担当者の選定
- (4) 調査実施可能期間の選定
- (5) 上記情報を当方へ連絡

(1) 窓口担当者（連絡担当者）の選定をお願いいたします

①調査実施にあたって、当方との連絡窓口となる方（窓口担当者1名）をお知らせください。今回の文書の送付先は、JRRC との契約窓口ご担当者にお送りしております。

②窓口担当者の方には、以下の事項の役割をお願いいたします。

- ・当方との連絡
- ・調査にあたっての貴社・団体内関係者への周知連絡、調整等

(2) 対象となる部署とコピー機等の選定をお願いいたします

貴社・団体の中で、次のア～ウの3部門からそれぞれ1部署、合計3部署を選定し、当該部署が使用するコピー機等3台の選定をお願いします。

重要です！

部 門	選 定
ア 内勤部門（総務、人事・経理、経営企画、広報・宣伝部門）	1 部署
イ 外勤部門（営業部門、販売部門、支社・支店）	1 部署
ウ 研究開発・技術開発部門、工場	1 部署

※ウ 研究開発部門など、該当しない部門がある場合は、その部門を除いた上で割り振り、コピー機が合計3台となるようにしてください。

※上記の趣旨は、調査対象部署が偏らないようにするためです。各部門が共同でコピー機等を使用するようになっている場合は、全体として上記関連部門が含まれていれば問題ありません。

※調査対象となるコピー機等は、コピー機能を有するすべての複合機で、スキャナー機を含みます。

(3) 選定したコピー機等ごとの調査担当者選定

- ・ 必要に応じ、選定したコピー機等ごとに調査担当者を選定ください。窓口担当者が兼務されても結構です。
- ・ 調査担当者には、コピー機利用者への周知や、調査実施にあたっての現場管理等をお願いいたします。

(4) 調査実施可能期間の選定

- ・ 本調査の調査期間は、2週間（通常 10 営業日）です。以下の 4 時期に分けて実施します。調査可能な時期をお知らせください（複数可）。

※以下の期間ではどうしても都合が合わない場合は別途調整させていただきます。

A : 9/12(月)～23(金) B : 10/10(月)～21(金)

C : 11/7(月)～18(金) D : 12/5(月)～16(金)

(5) 上記情報を当方へ連絡

上記の情報を JRRC・JMAR へ電子メールにて連絡をお願いします。

(宛先：p_policy@jmar.co.jp)

●連絡いただく項目：

①窓口連絡担当者名、所属部署、電話番号、email、実施時期(A～D 可能な時期をすべて)

②コピー機等 1 台目：

部署名、コピー機種名(備忘のため)、(現場の)調査担当者名、タブレット送付先(窓口担当者 or 調査担当者)

※コピー機等 2 台目～3 台目も同様をお願いします。

メール記入例：

「コピー機等 1 台目：総務課、***、A,B,D、**、窓口担当者へ送付

コピー機等 2 台目：広報課、***、A,B、**、直接担当者へ送付(送付先・・・)・・・」

※JRRC の以下のサイトに、記入フォーマット「連絡票」(下図、MS Excel)を添付していますので、ダウンロードし、記載の上

メールで送付していただいてもかまいません。

<http://www.jrrc.or.jp/chousa/>

●送付先メールアドレス

p_policy@jmar.co.jp

日本能率協会総合研究所
著作物複製実態調査担当 野山、松永宛

第13回著作物複製実態調査 連絡票				
送付先： p_policy@jmar.co.jp				
貴社・団体名				
窓口担当者名				
所属				
Tel				
e-mail				
調査希望時期 (可能な期間も すべて選択)	<input type="checkbox"/> A : 9/12(月)～23日(金)	<input type="checkbox"/> B : 10/10(月)～21日(金)	<input type="checkbox"/> C : 11/7(月)～18日(金)	<input type="checkbox"/> D : 12/5(月)～16日(金)
※依頼した台数分記載ください。				
部署区分 (選択)	部署名	コピー機種名 (備忘のため)	調査担当者 (窓口担当者兼 務可)	タブレット 端末送付先 (選択)
例 内勤部門	〇〇総務課	***	〇〇〇〇	調査担当者
1				
2				
3				

ステップ2 タブレット端末機の送付と調査実施

(主に現場での調査担当者の方が対象となります)

(1) 調査実施時期のご連絡と JRRC からタブレット端末機の送付

- ① 当方より、実施していただきたい調査時期(前ページの期間 A,B,C,D にうち特定の時期)を調整後すぐに貴社・団体へご連絡します。
※ 端末機数調整のため、当方より調査時期を選定させていただくことをご了承願います。
- ② 調査時期にあわせ、タブレット端末機を JRRC より送付いたします。

(2) 調査の実施

① 調査実施期間

2 週間 (原則当方より依頼した期間で次のいずれか)

- A : 9/12(月)~23(金)
B : 10/10(月)~21(金)
C : 11/7(月)~18(金)
D : 12/5(月)~16(金)

② 試行調査対象となる著作物の範囲

調査対象 範囲	以下の国内で出版された著作物で JRRC が管理しているもの 新聞、雑誌、書籍、学術雑誌 注) JRRC の管理対象かどうかは、JRRC のホームページの「管理著作物検索」機能でお調べいただけます。 http://www.jrcc.or.jp/kensaku/search/freeword <u>対象となるか不明の場合は、調査対象物に含めていただくようお願いします。</u>
調査対象 範囲外	・ 官報、特許公報 ・ JRRC が管理していない著作物 (※)

※ 次の利用は、調査対象範囲外となります。

- ・ 新聞のクリッピング・サービスを目的とした複写
- ・ 新聞、雑誌、書籍等のうち電子版の著作物の利用 (印刷) 等
- ・ 海外の著作物

※ 詳細は、<https://jrcc.or.jp/contract/scope/>

「JRRC の許諾範囲外となる利用について」をご参照ください。

③実施要領

ア. 事前準備

- ・ 貴社・団体での調査が始まるまでに以下の(A) (B)の準備を行ってください。
 - (A) 調査対象の部署に調査の趣旨、実施の要領について周知
※実際には、部署の選定時より周知が必要となります。
 - (B) 調査部署で通常利用するコピー機、スキャナーの近くにタブレット及びクレードル（充電用）を配置

イ. 調査の手順（タブレット端末機による調査）

※別途アプリの画面による説明書「JRRC 複製実態調査アプリ使用方法」も参照ください。なお、JRRC アプリ以外の機能は使用しないでください。

1. タブレットの右手にある「電源ボタン」を押し、起動・スリープ解除で画面が出たら「JRRC」アプリを起動します。
2. アプリ画面上部の「種別」から、コピー／スキャンの対象の著作物の種別を選択します。
3. コピーの場合は「部数」を選択してください（4、5の後からでも大丈夫です）
4. 著作物のタイトル・出版社名／日付が表示されている箇所を撮影します。
 - ・書籍、雑誌、学術雑誌の場合
 - a)巻末に記載の「奥付」 または b)表紙のタイトル、出版社名のある箇所
 - ・新聞の場合
 - 1 面目の新聞名と日付の部分
5. 実際にコピー、スキャンする箇所を撮影します。（10箇所まで撮影できます）
*上記、4、5は画面上に指示がでます。指示に従って撮影ください。
6. アプリの「終了」ボタンを押します。
7. タブレット右側の「電源ボタン」を1回押し、スリープ状態にしてください。

※著作物を複写・複製するごとに、以上の端末機による作業をお願いします。

※調査はすべてタブレット端末機上で行います。なお、端末機には、通信機能はありません。

ステップ3 調査終了後タブレット端末機の返送

- ・ 調査期間が終了しましたら、タブレット端末機をお送りした箱にて JRRC までご返送ください。（着払い送り状を同封しておりますので活用ください。）
- ・ 以上で調査は終了となります。
- ・ 回収させていただいたタブレット格納の画像は撮影の事業者名、団体名が特定できないようにした上でデータ化作業にかかります。

3. FAQ

	質 問	回 答
1	調査対象団体はどのようにして抽出したのか。	契約者の中から無作為抽出を行っております。
2	コピー機を複数の部署で共同して使用している場合、どのようにコピー機を選定するのか。	例えば、総務部門と営業部門とが同じコピー機を使用している場合、対象部門は「総務、営業」となり、部署全体を考慮し、所定の台数を選定してください。
3	無駄な調査をできるだけ避けたい。調査対象の範囲を明確にしてほしい。	調査対象の著作物は、JRRC に管理が委託されている著作物です。 JRRC に管理委託されているか否かを識別できない場合がありますが、もし不明な場合には、調査対象に含めてください。統計処理時に当方で仕分けいたします。
4	コピーからコピーしたものも調査の対象か。	コピーの対象が出版された著作物であれば、調査対象となります。

	質 問	回 答
5	著者名・作者名があれば、写真やイラストなども対象となるのか。	調査対象となります。論文やエッセイ、記事などの他、写真やイラストなども著作物です。
6	社内文書もコピーする必要があるのか。	社内文書であっても、プレゼンテーション資料等で著作物である写真やイラストなどが使用されていれば対象となります。該当箇所のみでかまいませんので、調査対象として下さい。
7	自社発行の機関紙は、調査対象となるのか。	著作権が貴社・団体に帰属していれば、調査対象外です。不明の場合は、後日当方で調査・処理いたしますので、お手数ですが調査対象に入れていただきますようお願いいたします。
8	講演でレジюме・資料が配布されている場合、著作物に該当するのか。(これらの資料を複写した場合対象となるのか)	講演会のレジюме・資料も著作物です。出版されているものでなくとも複写権の対象となることもあるので、著者名がわかるようにして記入してください。

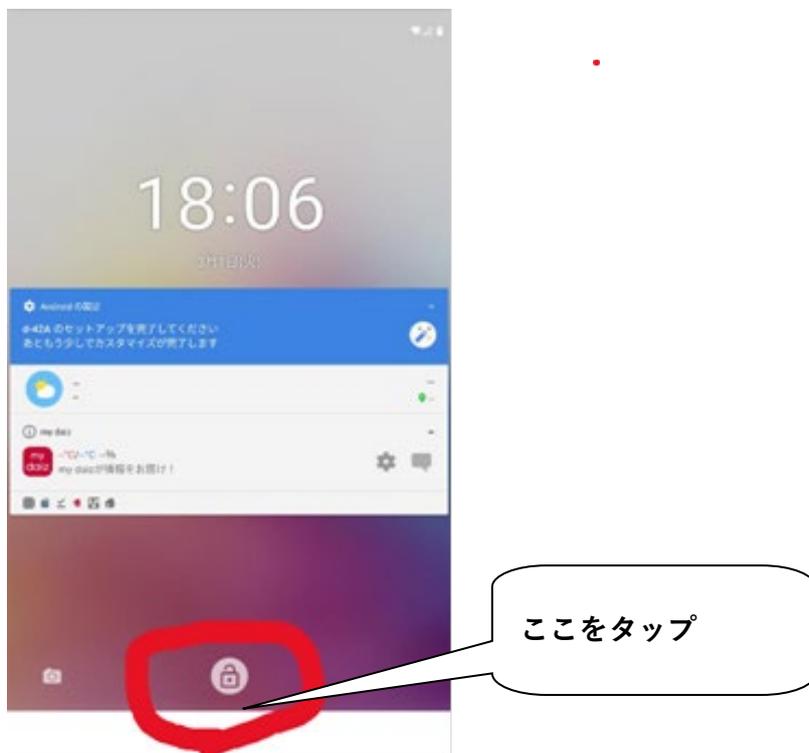
	質 問	回 答
9	新聞記事のクリッピング・サービスはJRRCの管理対象外と聞いたが、どういうことか。	<p>「クリッピング・サービス」とは、新聞著作権協議会加盟新聞社が発行する新聞記事について、組織的に行われる継続的・反復的な複写で、情報共有化等のために当該記事を組織の内部で配布することを指します。具体的には、会社などで「日常業務」として継続的に新聞記事をチェックし、関連がある記事を複写して社内配布することを意味します。</p> <p>このようなご利用方法であれば、20部以下の複写、または30部以内の電磁的複製であっても「クリッピング・サービス」としてJRRCの管理受託範囲外のご利用になりますので、当該記事が掲載されている新聞の発行社に直接ご連絡の上、ご相談いただきますようお願いいたします。なお、本件の詳細と新著協に加盟する新聞社名、連絡先、新聞名は、新著協のウェブサイト（URL：http://www.ccn.jp/）をご参照ください。</p> <p>なお、公益社団法人日本専門新聞協会に所属されている社（http://www.senmonshinbun.or.jp/category/members）が発行している専門新聞はJRRCの管理受託範囲内となります。</p>
10	期間を短くできないか、台数を減らせないか。	<p>サンプル抽出、調査方法の妥当性等から、原則として所定の台数、調査期間でお願いしております。調査が困難とみられる場合は当方へ相談ください。</p> <p>なお、2017年度の前回調査時からは調査期間を約半分に短縮し、ご負担を軽減するよう改善を図っております。</p>
11	コピーからコピーの場合、出版元がわからない場合があるが。	<p>ご不明の場合はそのままでもかまいません（後で当方で調査致します）が、可能な範囲内で記入いただけると幸いです。</p>
12	自分の会社の複写調査の結果（どのような著作物をどのくらい複写したのか）を教えてもらうことはできるのか。	<p>回収したコピーは、企業が特定できないようにしてデータ化し、集計しますので、基本にご要望に沿うことはできずとお考えください。</p>

	質 問	回 答
13	<p>契約以上の枚数をコピーしている場合はどうなるのか。後で詮索されるのか。</p>	<p>今回の調査によってコピー部数が21部以上であった場合でも、後で個別に詮索するようなことはありません。</p> <p>但し、JRRCCとの契約で許諾されている範囲はコピーは20部以内、電磁的複製は30部以内であることを内部でご周知願います。</p>

JRRC 複製実態調査アプリ使用方法

ここでは、貸し出したタブレット端末機における調査アプリの操作方法について説明します。

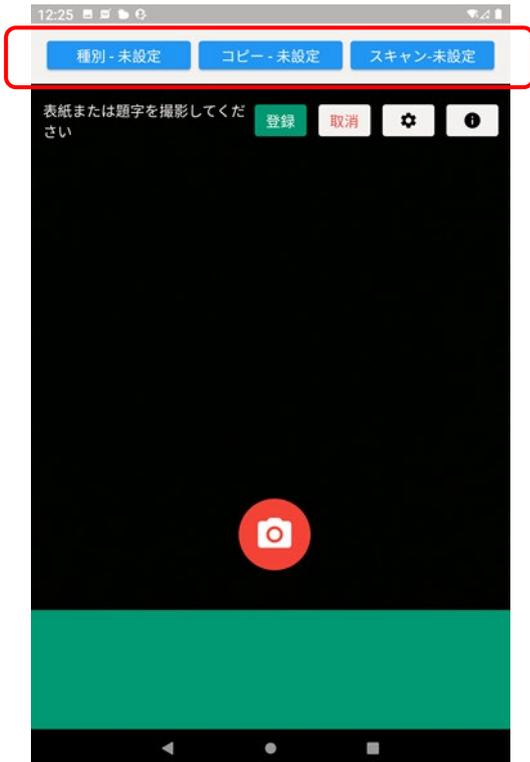
- ① 電源オンまたはスリープ復帰の画面下部の「カギ」のアイコンをタップでデスクトップ画面へ



- ② デスクトップからアプリを起動する



③ 画面上部の「種別」「コピー」「スキャン」をタップし適宜選択します



撮影画面の上部のガイドに従い
最初に表紙を撮影して下さい。



「種別」選択画面です。
いずれかを選択してください。



- ・ 「コピー」を押下時の画面です。複写部数を選択してください。
- ・ コピーしないときは「しない」を選択してください。
- ・ 0～20部（許諾の範囲）が選択いただけます。



- ・ 「スキャン」を押下時の画面です。共有予定数を選択してください。
- ・ 0～30部（許諾の範囲）が選択いただけます。
- ・ スキャンしないときは「しない」を選択してください。
- ・ *コピー、スキャン両方を一度に行う場合も入力できます。



- ・ 入力途中で「登録」を押下した場合、アラートが表示されます。
- ・ 「表紙画像」「本体画像」「種別」「コピー」「スキャン」の全てが入力されていないと登録できません。

④ ガイドに従って「コピー」「スキャン」対象となる複製物を撮影してください（最大 10 ページ）
撮影に失敗した場合は、該当画像をタップ後、「削除」ボタンを押下してください。

⑤ 「登録」を押していただいて一回の作業は終了です。

* アプリは都度終了の必要はありませんが、画面下部の□マークをタッチしたあと、アプリ画面を上に「スワイプ」（指先で掃くような動作）で終了させることができます。

* 今回のプロトタイプアプリは android Ver.11 には対応していませんので、アップデート案内が出た場合でも「実行」しないようにお願いします。

以上

ご注意

今回の調査対象は、JRRC の管理著作物の範囲です。

また、以下のようなご利用は、JRRC とご締結いただいている契約には含まれていませんので、ご不明の点があれば、JRRC にご照会いただくようお願いいたします。

- (1) 不特定の者や特定多数の者に渡すことを目的としたコピー
- (2) 一定の範囲を超えるコピー（出版物全体の 30% または 60 頁のいずれか少ない方、20 部を上限の目安とする）及び 30 部を超える電磁的複製（紙媒体の著作物を PDF、JPEG 化し、電子メール等で社内へ送信する行為等）
- (3) 新聞のクリッピング・サービスを目的としたコピー
- (4) 脚本、歌詞・楽曲の上演、演奏等を目的とするコピー
- (5) 鑑賞を目的として出版された美術、写真の鑑賞目的のコピー

【本調査問合せ先】

調査の趣旨等 公益社団法人日本複製権センター 実態調査担当
〒105-0002
東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 7F
Tel : 03-6809-1281 e-mail : chousa@jrrc.or.jp

調査の実施方法 株式会社日本能率協会総合研究所 松永、野山
〒100-0003
東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル 5F
Tel : 03-3578-7576 e-mail : p_policy@jmar.co.jp